

令和5年第1回定例会厚生委員会における質問項目への回答について

高齢者支援部 高齢福祉課
介護事業指導課

令和5年第1回定例会の厚生委員会における「社会福祉法人 敬人会」に関する質問について、行政の監督権限外の内容も含め法人からの資料の提供があり、確認できましたので、以下のとおり回答します。

【質問 1】

給食部門が赤字であるという市の誤った認識に基づく通知文書の削除について、理事会にはどのように報告されているのか。議事録の提出を求めて確認してほしい。

【回答 1:介護事業指導課】

当該報告は令和元年11月開催の理事会において行われました。令和5年3月中旬に議事録を提出いただき、市の認識違いによる平成 29 年の通知文書の訂正(一部削除)について、理事会で報告されていることを確認しました。議事録の詳細な内容については、理事会の運営に影響を及ぼすおそれがあることから差し控えます。

【質問2】

利用料金のうち生活費の内訳については、食材料費と共用部の光熱水費に限られるが、市の誤った指導により、人件費を含めていた経緯がある。現状、必要以上の経費を請求していないか確認してほしい。

【回答2:高齢福祉課】

令和5年2月17日に実施した定期監査で、利用料の受領実績を確認したところ、法令に基づいており適正でした。また、令和5年4月当初に調査を行った結果、他法人のケアハウス15施設中14施設の利用料がわらべ苑と同額であり、その妥当性も確認しました。

【質問3】

理事長の海外研修について、どこを視察し、どのように運営に反映されたのか市として調査すべきである。

【回答3:介護事業指導課】

海外研修について、研修内容に業務上直接の関係がある職員は公費で参加し、理事長は私費で参加したことを令和5年5月16日提出の報告書「海外研修について」等で確認しました。研修内容についても、研修の趣旨に沿った適正な内容と判断しました。

【質問4】

理事長の多額の報酬について、評議員会で審議されているのか。

【回答4:介護事業指導課】

直近の理事長報酬規程等の改正については、令和5年3月開催の理事会及び評議員会において承認されていることを、令和5年5月16日提出の議事録により確認しました。

社会福祉法人 敬人会 に関するこれまでの経緯

- 平成15年 3月 法人設立(設立当初の名称は、社会福祉法人 星峰会)
- 平成26年 2月～ 複数の不正事案が発覚、社会福祉法に基づく特別監査を実施。
- 平成27年 3月 同法人に対し、社会福祉法に基づく理事長解任等の改善命令を発令。また、改善状況について定期の報告を求める。
- 平成27年 4月 新理事長就任。
- 平成27年 7月 法人名を「社会福祉法人 敬人会」に変更。
- 平成29年～ 改善命令に基づく経営改善の一環として、同法人が軽費老人ホーム「わらべ苑」の給食業務の委託に着手。
- 平成29年 7月 同法人からの定期報告に記載された軽費老人ホーム「わらべ苑」の給食業務に関する収支計算を基に、黒字化の達成が見込めない場合は、他施設と同様に委託化の検討を行うよう本市より通知。[\[質問1、質問2関連\]](#)
- 平成29年 9月 給食業務の委託に反対する法人職員が、本市に対して告発文書を提出(その後も、令和2年9月まで法人職員や利用者から多くの告発文書や陳情書が提出された。)
- 平成30年12月 改善命令の各項目について、改善済との評価結果を通知。
- 令和 元年 8月 平成29年7月の通知書に記載された給食業務の収支計算の一部に誤りがあったことから、該当部分を削除するよう通知。[\[質問1、質問2関連\]](#)
- 令和 2年12月 平成30年第2回定例会以降、同法人に関して多くの議論が行われたが、令和2年第4回定例会までに整理され、その後しばらくの間、特段の議論はなかった。
- 令和 5年 3月 令和5年第1回定例会の一般質問において、同法人の改善状況に関する質問があり、当局は「陳情等については、適宜、厚生委員会に対して報告を行ってきた。本市としては、同法人に必要な指導を行うとともに改善報告書や施設への訪問調査などを通して、既に改善が図られたことを確認している」と答弁。

一般質問での議論を受け、厚生委員会においても数点の質問があり、その際、当局が「調査のうえ回答する」と答弁した内容について、今回、回答を行うもの。